扱うこと。

(ｱ) 文字を正しく整えて速く書くことができるようにするとともに，書写の能力を学習や生活に役立てる態度を育てるよう配慮すること。

(ｲ) 硬筆を使用する書写の指導は各学年で行うこと。

(ｳ) 毛筆を使用する書写の指導は各学年で行い，硬筆による書写の能力の基礎を養うよう指導すること。

(ｴ) 書写の指導に配当する授業時数は，第１学年及び第２学年では年間20単位時間程度，第３学年では年間10単位時間程度とすること。

(2) 第２の内容の指導に当たっては，生徒がコンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用する機会を設けるなどして，指導の効果を高めるよう工夫すること。

(3) 第２の内容の指導に当たっては，学校図書館などを目的をもって計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。

3　教材については，次の事項に留意するものとする。

(1) 教材は，第２の各学年の目標及び内容に示す資質・能力を偏りなく養うことや読書に親しむ態度を育成することをねらいとし，生徒の発達の段階に即して適切な話題や題材を精選して調和的に取り上げること。また，第２の各学年の内容の〔思考力，判断力，表現力等〕の「Ａ話すこと・聞くこと」，「Ｂ書くこと」及び「Ｃ読むこと」のそれぞれの(2)に掲げる言語活動が十分行われるよう教材を選定すること。

(2) 教材は，次のような観点に配慮して取り上げること。

ア　国語に対する認識を深め，国語を尊重する態度を育てるのに役立つこと。

イ　伝え合う力，思考力や想像力を養い言語感覚を豊かにするのに役立つこと。

ウ　公正かつ適切に判断する能力や創造的精神を養うのに役立つこと。

エ　科学的，論理的に物事を捉え考察し，視野を広げるのに役立つこと。

オ　人生について考えを深め，豊かな人間性を養い，たくましく生きる意志を育てるのに役立つこと。

カ　人間，社会，自然などについての考えを深めるのに役立つこと。



キ　我が国の伝統と文化に対する関心や理解を深め，それらを尊重する態度を育てるのに役立つこと。

ク　広い視野から国際理解を深め，日本人としての自覚をもち，国際協調の精神を養うのに役立つこと。

(3) 第２の各学年の内容の〔思考力，判断力，表現力等〕の「Ｃ読むこと」の教材については，各学年で説明的な文章や文学的な文章などの文章形態を調和的に取り扱うこと。また，説明的な文章については，適宜，図表や写真などを含むものを取り上げること。

(4) 我が国の言語文化に親しむことができるよう，近代以降の代表的な作家の作品を，いずれかの学年で取り上げること。

(5) 古典に関する教材については，古典の原文に加え，古典の現代語訳，古典について解説した文章などを取り上げること。



第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日